

障第 45 号
平成 30 年 4 月 6 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護
保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせしま
す。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		